（政令への委任）

第四条　前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（総務省設置法の一部改正）

第五条　総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項の表平成三十一年三月三十一日の項を削り、同表平成三十五年三月三十一日の項の次に次のように加える。

平成三十六年三月三十一日	奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島をいう。）の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

（農林水産省設置法の一部改正）

第六条　農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

附則第三項の表平成三十一年三月三十一日の項を削り、同表平成三十五年三月三十一日の項の次に次のように加える。

平成三十六年三月三十一日	奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島をいう。）の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

（国土交通省設置法の一部改正）

第七条　国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項の表平成三十一年三月三十一日の項を削り、同表平成三十五年三月三十一日の項の次に次のように加える。

平成三十六年三月三十一日	奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島をいう。）の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
	奄美群島振興開発計画（奄美群島振興開発特別措置法第五条第一項に規定する奄美群島振興開発計画をいう。）に基づく公共事業に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること。
	独立行政法人奄美群島振興開発基金の行う業務に関すること。
	小笠原諸島（小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第四条第一項に規定する小笠原諸島をいう。）の総合的な振興及び開発に関すること。

附則第二条第一項の表中

「

平成三十七年三月三十一日	

」

を

「

平成三十七年三月三十一日	

」

に改める。

附則第四条中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十六年三月三十一日」に改める。

総務大臣　石田　真敏
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　柴山　昌彦
厚生労働大臣　根本　匠
農林水産大臣　**吉川**　貴盛
経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　原田　義昭
内閣総理大臣　安倍　晋三

成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十一年三月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第九号

成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律

成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十五年法律第七号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成四十一年三月三十一日」に改め、同項ただし書中「平成三十一年度」を「平成四十一年度」に改める。

別表農地及び農業用施設の項中「の新築」を削り、「限る。）」の下に「の新築又は改築」を加える。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表農地及び農業用施設の項の改正規定は、平成三十一年四月一日から施行する。

総務大臣　石田　真敏
財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　**吉川**　貴盛
国土交通大臣　石井　啓一
内閣総理大臣　安倍　晋三

特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十一年三月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第十号

特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法の一部を改正する法律

特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法（平成二十七年法律第十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十六年三月三十一日」に改める。

附則第三項中「平成三十年度」を「平成三十五年度」に、「平成三十一年度」を「平成三十六年度」に改める。